

# 千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例施行規則の制定について

平成29年2月3日

千葉県健康福祉部医療整備課

## 1 制定理由

平成28年9月定例県議会において、「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成28年条例第57号）」が制定されました。条例では、救助実施者が訴訟提起された場合に、規則の定めるところにより、県が救助実施者に対し訴訟に要する費用の貸付け等の援助ができることとされたことから、その手続等について定めた規則を制定します。

## 2 制定概要

### (1) 条例第13条（救助実施者への援助）

- ・ 訴訟に要する費用の貸付額は、百万円以内とする。なお、貸付利息は無利息とする。
- ・ 貸付けを受けることのできる救助実施者の要件は、①救助実施者が要救助者（その相続人も含む）から訴えられたこと、②救助実施者が個人として訴えられたこと（団体のみが訴訟の対象である場合は対象外）とする。
- ・ 訴訟援助以外の救助実施者へのその他の援助は、別途要綱で定める。
- ・ その他、貸付手続について定める。

### (2) 条例第14条（貸付金の返還）

- ・ 条例第14条第1項の貸付金返還の期日は、訴訟終了後90日以内とする。
- ・ 条例第14条第2項に定める貸付金の返還免除については、①訴えが棄却され民法上の緊急事務管理を認める判決が確定すること、②その他知事がやむを得ないと認めるとき（訴えの取下げ等）、のいずれかの要件を満たす場合、知事は貸付金の返還を免除できる。
- ・ その他、貸付金返還免除等の手続について定める。

## 3 施行予定年月日

平成29年4月1日

## 4 関係規定

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成28年10月25日条例第57号）

（援助）

第十三条 知事は、要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した者（以下「救助実施者」という。）に対して提起された訴訟が、AEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した事案に係るものである場合であって、千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起された救助実施者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

2 県は、救助実施者が要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施したことにより、当該救助実施者に健康被害等が生じた場合において、必要な情報の提供その他の適切な援助を行うものとする。

（貸付金の返還等）

第十四条 前条第一項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、相当の期間、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が棄却その他の理由により終了し、当該訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者が違法な行為をしたとは認められないとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。